

# 利用のために

- 1 この結果表には、調査日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は含まれていない。
- 2 この統計表の産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中産業名を例示のとおり略しており、また、重化学工業は分類番号に（ ）を付し軽工業と区分している。  
《例示》

9	食料品	食料品製造業
10	飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
(17)	化学	化学工業
(18)	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
- 3 この結果表の従業者規模区分は、調査期日（平成14年12月31日）現在の従業者数による。
- 4 統計表中の産業3類型別（基礎素材型、加工組立型、生活関連型）の区分は次のとおりである。また、末尾に基、加、生をつけて区分した。

## 〔基礎素材型産業〕

木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、  
化学工業、石油製品・石炭製品製造業、  
プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、  
窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、  
金属製品製造業

## 〔加工組立型産業〕

一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、  
情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、  
輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業

## 〔生活関連型産業〕

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、  
繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、  
家具・装備品製造業、印刷・同関連業、  
なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業

5 統計表中の4地域に含まれる市郡は次のとおりである。

**福岡地域**

福岡市、甘木市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡 糸島郡 朝倉郡

**筑後地域**

大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡、三池郡

**筑豊地域**

直方市、飯塚市、田川市、山田市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、

**北九州地域**

北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡

6 集計項目の説明

**事業所数** 平成14年12月31日現在、1区画を占めて主として製造または加工を行っている事業所で、通常、工場、製作所、製造所、加工所と呼ばれているものの数である。

**従業者数** 平成14年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

常用労働者には次のものを含む。

- イ 1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者。
- ロ 前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者
- ハ 有給の家族従業者。

**現金給与総額** 平成14年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与（退職金、日雇いの給与等）の合計額である。

**原材料使用額等** 平成14年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計額であり、消費税額が含まれている。

原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額である。

燃料使用額は、製造のための燃料のほか、製品の運搬などに使用する車両の燃料、購入ガス料金等を含んでいる。

電力使用額とは、購入電力の使用料金であり、自家発電は含んでいない。

委託生産費とは、下請工場等に原材料、半製品等を支給し、製造、加工させた場合に支払った、または支払うべき加工賃である。

**製造品出荷額等** 平成14年1年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず、廃物の売り払い収入額及びその他の収入額を含む。）、加工賃収入額、修理料収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税が含まれている。

製造品出荷額とは、事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、平成14年中に事業所から出荷した場合の工場出荷額である。

加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する主要原材料、または半製品等に製造または加工を行い、受け取った、または受け取るべき加工賃である。

修理料収入額とは、修理を行って受け取った、または受け取るべき収入額である。

その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の剰余電力の販売収入額等である。

製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品、仕掛品の価額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額により記入したものであり、委託加工品を含み、受託加工品は含まない。

有形固定資産に関する数字は帳簿価額による数字であり、帳簿のないものは時価または売買価格による。

平成13年調査より消費税額を除く調査としたことから、消費税額は「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて計算し「推計消費税」として各算式に用いている。

内国消費税額は、消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税のことを指す。

## 7 製造業係数算式は次のとおりである。

生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品及び仕掛品年末額 - 半製品及び仕掛品年初額)  
ただし、従業員29人以下の事業所については製造品出荷額等を計上した。

付加価値額 = 生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額  
ただし、従業員29人以下の事業所については粗付加価値額により集計した。

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

付加価値率% = [付加価値額 ÷ {生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100

原材料率% = [原材料使用額等 ÷ {生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100

現金給与率% = [現金給与総額 ÷ {生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100

有形固定資産投資総額 = 有形固定資産年間取得額 + 建設仮勘定の年間増減  
ただし、従業員規模30人の事業所について計上した。

- 8 この統計表の金額単位は、万円単位（単位未満は四捨五入）で調査されたものを集計したものである。
- 9 統計表は、単位未満を四捨五入したため総数と内訳が一致しない場合がある。
- 10 統計表及び概要における記号は次のとおりである。
- 「 - 」 該当なし。
- 「 X 」 事業所数が1または2についての数字を秘匿したことを示す。また、前後の関係から「 X 」の数字が判明する場合には、3以上の事業所に関する数字についても「 X 」とし、その数字は、計の欄に含まれている。
- 「 」 負数であることを示す。
- 「 0 」、「 0 . 0 」 四捨五入のため単位表示未満のもの。
- 11 この結果表は本県において独自に集計したものであり、後日、経済産業省から公表される数字と相違することがある。
- 12 工業統計調査で用いる産業分類及び商品分類は、日本標準産業・商品分類を基に、工業統計調査用に一部組み替えたものである。
- 13 品目別産出事業所数は、産業の格付けと無関係に、当該品目を出荷した事業所のすべてが集計されている。
- また、品目別産出事業所数は品目ごとの産出事業所数を合計した延べ事業所数であり、従って、産業別統計表において産業格付けを行って集計した事業所数とは異なる数値となっている。
- 14 品目別統計表の製造品出荷額には、特殊品目出荷額、冷蔵保管料、販売電力、新聞・雑誌広告料金、製造工程から出たくず、廃物は含まれていないため、産業別統計表の製造品出荷額の数値とは若干相違する。
- 15 日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号）に伴い、平成14年調査より新産業分類（工業統計調査用産業分類及び商品分類）にて調査を実施している。主な改訂内容は以下のとおりである。

(1) 大分類体系の改訂（製造業以外の大分類へ移行し、本調査の対象外となったもの）

旧中分類「12 - 食料品」の細分類「1294 - こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」のうち「もやし製造業」については、大分類「A - 農業」の細分類「0113 - 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」に移行

旧中分類「19 - 出版・印刷・同関連品」のうち、小分類「191 - 新聞業」、「192 - 出版業」をサービス業として新設された大分類「H - 情報通信業」の映像・音声・文字情報製作業の細分類「4131 - 新聞業」、「4141 - 出版業」に移行

(2) 産業中分類番号の変更

産業中分類	旧品目番	対応	新品目番号
食料品	12	→	9
飲料・たばこ・飼料	13	→	10
繊維工業品	14	→	11
衣服・その他の繊維製品	15	→	12
木材・木製品	16	→	13
家具・装備品	17	→	14
パルプ・紙・紙加工品	18	→	15
印刷・同関連品	19	→	16
化学工業製品	20	→	17
石油製品・石炭製品	21	→	18
プラスチック製品	22	→	19
ゴム製品	23	→	20
なめし革・同製品・毛皮	24	→	21
窯業・土石製品	25	→	22
鉄鋼	26	→	23
非鉄金属	27	→	24
金属製品	28	→	25
一般機械器具	29	→	26
電気機械器具	30	→	27
情報通信機械器具		→	28
電子部品・デバイス		→	29
輸送機械器具	31	→	30
精密機械器具	32	→	31
武器	33	→	
その他の製品	34	→	32

旧中分類「30 - 電気機械器具」に属する旧小分類「304 - 通信機械器具・同関連機械器具製造業」及び「305 - 電子計算機・同附属装置製造業」を分割し、新中分類として特掲し、中分類「28 - 情報通信機械器具」を新設。また、旧小分類「308 - 電子部品・デバイス製造業」を新中分類「29 - 電子部品・デバイス」として新設。

旧中分類「33 - 武器」を新中分類「32 - その他の製品」のうちの小分類「329 - 武器製造業」に繰り入れる

16 前年値の表示等について

(1) 上記11の分類改定にかかわらず、平成13年の数値については、「平成13年福岡県の工業」に掲載した数値を掲載している。

(2) ただし、前年との比較については、次のような取り扱いを行っている。

「印刷」については、平成13年の公表値から「新聞業」、「出版業」の数値を除いた数値と当年の数値を比較する

「食料品」については、平成13年調査において、細分類「もやし製造業」であった数値については除外せず、当年との比較を行う

平成13年調査において、旧中分類「30 - 電気機械器具」に属する事業所全てについて3つの新中分類「27電気機械」、「28情報通信機器」、「29電子部品・デバイス」の内いずれかに分類しなおし、当年との比較を行う